

■anyCarry 出店規約

第1章 総則

第1条（本規約の目的）

本規約は、株式会社エニキャリ（以下「anyCarry」）と、anyCarry が運営するインターネットモール（以下「モール」）への出店を認められた出店者との間の契約関係（以下「本契約」と言います）につき定めるものです。

第2条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれの意味で使用します。

（1）モール

anyCarry が本規約に基づいてインターネット上で運営する、「商品またはサービスの提供に係る情報の掲載」「商品またはサービスの購入希望者のオーダーを受け、当該店舗へ伝達する」「モール利用者への商品またはサービスの配達」「モール利用者との anyCarry を媒体としたコミュニケーション」等の機能を持ったシステム。

（2）出店

anyCarry より出店申込みが承認された後、モールの店舗紹介ページで紹介するとともに、各店舗ページにリンクされること。

（3）出店者

anyCarry がモールへの参加を承認した個人事業主または法人。

（4）参加店舗

anyCarry のサーバ上にある、出店者の販売ページのこと。

（5）店舗紹介ページ

anyCarry のサーバ上にある、参加店舗の紹介ページ。

（6）モール利用者

インターネットを介してモールにアクセスし、モールを利用する者。

（7）お客様

本モールで商品を購入した利用者

（8）決済会社

モール利用者が電子決済（クレジットカード等）を利用して出店者に対して行う決済において、出店者との契約に基づき、出店者の代わりに決済を行う決済会社。

第3条（規約の承認）

anyCarry が運営するモールへの出店にあたっては、本規約を承認し、別紙「エニキャリ出店に係る確認書」（以下「出店確認書」）を締結していただきます。その際、本規約と出店確認書の内容に相違がある場合、出店確認書の内容を優先するものとします。

第4条（規約の変更）

1. anyCarry は、必要に応じ、出店者の承諾を得ることなく本規約の変更を行うことがあります。変更を行った場合、諸条件は変更後の規約によることとなります。
2. 本規約の変更内容は出店者宛に電子メールまたは管理画面掲示等で通知します。
3. 出店者は、規約の変更、もしくは本サービスの内容の変更に異議がある場合、anyCarry に対して本契約の解約措置をとることができるものとします。

また、変更された規約の施行後も本サービスを利用した場合、変更事項に同意したとみなします。

第2章 モールが提供するサービスの内容

第5条（サービスの規定）

モールで提供するサービスは、本規約に基づいて提供されます。

第6条（モールの意義）

モールにおいて、anyCarry は参加店舗の広報支援、販売促進活動等を行います。

第7条（サービスの種類）

モールには次のサービスがあります。

- （1）参加店舗の店舗・商品情報紹介および販売
- （2）受注商品のモール利用者への配達
- （3）その他 anyCarry が定め、出店者が確認したサービス

第8条（店舗紹介ページ）

モールにおける店舗紹介ページの規格及びその表示方法については、anyCarry が定めるものとします。

第9条（お客様への配達）

1. モールにおける販売商品およびサービスの anyCarry によるお客様への配達に関し、anyCarry は出店者のブランドを棄損させないように、サービス品質の向上に努めるものとします。

2. お客様への配達料金は各出店者ごとに anyCarry が決定します。
3. 配達業務遂行中に発生した商品の滅失、毀損については、anyCarry の責任と負担において出店者に対し、出店者が当該取引によって本来得られる商品代金金額の賠償をすることとします。
4. 出店者による提供商品に不備がありお客様からのキャンセルが発生した場合については、該当するオーダー分全額出品者負担とします。
5. 出店者による提供商品に不備がありお客様からの再配達依頼があった場合、出品者は不備の無い商品が無償にて提供を行うこととします。またその際の anyCarry による配達に關しての再配達料は出店者が負担するものとします。ただ、出店者自らがお客様への再配達を行った場合は再配達料は発生しません。
6. 配達業務遂行中の不備によりお客様からの再配達依頼があった場合、再配達に際する商品代金は anyCarry が負担することとします。なお、出店者において再配達料は発生しません。

第 10 条（モール販売手数料、支払い）

1. モールにおける販売商品およびサービスの販売手数料等については、別途覚書により定めることとします。
2. モール販売手数料明細は、anyCarry が毎月末で締め翌月 5 日までにシステムまたは電子媒体にて出店者へ通知を行います。出店者は、同月 15 日までに anyCarry が指定する銀行口座へ振り込む方法で支払うものとし、その際の振り込み手数料は、anyCarry が負担するものとします。
3. anyCarry が出店者に代わり商品代金の回収を行なった場合、anyCarry は商品代金を毎月末で締め、モール販売手数料との相殺を行なうことができ、商品代金がモール販売手数料金を上回った場合、anyCarry は毎月末で締め翌月 5 日までに乙に通知を行ない、同月 15 日までにその差額を出店者が指定する銀行口座へ振り込む方法で支払うものとし、その際の振り込み手数料は、出店者が負担するものとします。

第 11 条（著作権等および権利の帰属）

1. anyCarry と出店者は、参加店舗に含まれる著作物の著作権は、出店者に帰属することを確認するものとします。
2. anyCarry と出店者は、出店者の著作物をのぞく本サービス内の著作物の権利は、anyCarry に帰属することを確認するものとします。
3. 出店者は、anyCarry が、参加店舗に含まれる情報を店舗紹介ページで情報発信の目的で公開、表示、使用することを承諾するものとします。
4. 出店者は、anyCarry が、参加店舗に含まれる情報（会社名、店舗名、ロゴ等のモール店舗ページ記載の情報）を anyCarry が運営する他の Web サイトや販促・セールス資料、プレ

スリリース等にモール販売促進の目的で公開、表示、使用することを承諾するものとします。

5. モール顧客に関する帰属は anyCarry に所属するものとします。ただし、モール販売向上においてのみ、出店者がモール顧客情報を取り扱うことを許可します。

第 12 条（営業時間）

モールは 24 時間利用することができます。ただし、anyCarry による出店者およびモール利用者へのサービスは、原則として anyCarry の業務時間に準じるものとします。

第 3 章 出店者の責務

第 13 条（負担金等）

出店者は、売上手数料および配達料を anyCarry に納付します。

また、モール利用者が出店者に対し、電子決済（クレジットカード等）を利用した注文を行う場合については、出店者は決済会社に対し、決済会社所定の利用手数料を納付することとします。

第 14 条（資料提供等）

1. 出店者は anyCarry に対し、出店者情報などモール運営に必要な情報を提供します。
2. 出店者は anyCarry に対し、要請のあった場合以下第 1 号および第 2 号の資料を提供し、第 3 号の情報を可能な限り提出します。
 - (1) 販売許可証または営業許可証
 - (2) 酒類販売許可証（お酒の取り扱いがある場合）
 - (3) その他、出店に際して必要な情報
3. 出店者は、モール運営に関し、情報提供のほか、必要に応じた会議に参加すること。

第 15 条（禁止事項）

出店者は、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- (1) モールにおいて、第三者に出店者の名義を利用させること。
- (2) anyCarry が提供するロゴデータを他人に譲渡又はそれと同等な行為を行なうこと。
- (3) anyCarry もしくは参加店舗の営業秘密を第三者へ開示または漏洩すること。
- (4) 意図的な変更を加えた販売データ、架空の販売データ、その他事実と反する販売データを表示する等、正常ではない取引行為を行うこと。
- (5) anyCarry が提供するシステムに対し、anyCarry が指定した方法以外でのデータ参照、及びブラウザを介さないプログラムによるアクセスを行うこと。指定方法とは、PC

ブラウザ・anyCarry 提供のタブレット専用アプリ・anyCarry 提供のタブレット ブラウザ・弊社の認可する他社提供アプリによるアクセスを指す。

(6) anyCarry に重大な損失を与える行為もしくはそのおそれがあると客観的・合理的に判断される行為をすること。

(7) その他、本規約もしくは諸法令、公序良俗に違反する行為をすること。

なお、出店者は、anyCarry の責に基づく場合を除き、本条に関して anyCarry に対し異議の申し立て、損害賠償の請求をすることができないものとします。

第 16 条（商品等の販売）

出店者による販売商品やサービス自体に起因する瑕疵については、anyCarry は一切の責任を負わないものとします。

第 17 条（契約不適合責任等）

1. 出店者は、全責任をもって参加店舗で販売する商品およびサービスの品質を保証するものとします。

2. 出店者は、販売した商品およびサービスの保守、修理、アフターサービス、欠陥、知的財産権侵害等に関して、anyCarry にいかなる損失、費用、その他の負担も負わせないものとします。ただし、anyCarry の責に基づく損失、費用、その他の負担についてはこの限りではありません。

3. 商品もしくはサービスの販売に関し、出店者とモール利用者間で紛争が発生した場合は、anyCarry と出店者は対応について協議するものとし、商品およびサービスに係る内容に関しては出店者の責任により解決を図り、配達およびその他モールシステムに関わる内容に関しては anyCarry の責任により解決を図るものとします。

4. 出店者は、お客様からの注文を受けたにもかかわらず、デリバリー商品を調理しなかった、又は、デリバリー商品の種類、個数等を間違えて調理した場合は、出店者がその費用と責任を負担することとします。

5. 出店者が調理した販売商品に食中毒等が発生し、お客様の生命身体に 損害が発生した場合は、anyCarry が合理的に考えられる配達時間内に配達した場合には、正当な主張、立証がない限り、出店者がその費用と責任を負担することとします。

6. 出店者の anyCarry に対する損害賠償責任は、通常損害に限り、且つ、不履行が生じた配達に関するデリバリー商品の売買代金を上限とします。

第 18 条（出店者からの通知等）

1. 出店者は、本規約に基づき anyCarry へ届け出た氏名、名称、商号、所在地、もしくはその他の重要な事項について変更する場合は、事前に anyCarry に対して通知するものとします。

2. 出店者は、anyCarry に対して届け出た URL もしくは電子メールアドレスを変更した場合、遅滞なく anyCarry に通知しなければならないものとします。これらの通知は、電子メールもしくは書面によるものとします。

3. anyCarry は出店者より前項の通知を受領した場合は、直ちに変更処理を行うもとし、出店者は当該通知を怠ったことにより生じた参加店舗の損失その他の負担について、anyCarry はその責めを負わないことについて確認します。

第4章 サービスの中止・停止・変更

第19条（本サービス提供の中止・停止）

anyCarry は、次のいずれかに該当する場合は、出店者に事前通知の上、モールを中止・停止させることができます。ただし、当該中止・停止が緊急でやむを得ない場合、anyCarry は出店者に対し、事後遅滞なく通知するものとします。

- (1) 保守点検を定期的に、または緊急に行う場合。
- (2) 火災・停電・通信回線の事故・天災地変などによって運営ができなくなった場合。
- (3) その他、anyCarry が客観的・合理的に必要と判断した場合。

なお、出店者は、上記の中止・停止より生じた損害について anyCarry が一切の責めを負わないことについて承認したものとします。

第20条（サービスの変更）

anyCarry は出店者に告知することなく、必要と判断した場合に、モールのサービス内容を変更することができます。

第5章 権利

第21条（個人情報の取り扱いについて）

本件サービスに関連してお客様から取得した個人情報及びその他一切の情報は anyCarry が所有権及び使用权を有し、販売商品の配達を目的として、個人情報保護法の定めに従って、当該目的に必要な範囲に限り使用するものとします。

第22条（代理権等の否定）

本規約は、anyCarry を代理する権限を参加店舗に付与するものではなく、anyCarry の名称もしくはその他 anyCarry を示す名称を使用して営業をなすことを出店者に許諾するものではありません。

第6章 解約

第23条（任意解約）

anyCarry および出店者は、解約日の1カ月前までに相手方に対し書面で通知することにより、両者間に成立した契約を解約することができます。

第24条（自動解約）

anyCarry は、出店者が次のいずれかに該当する場合には、事前に通知することにより、成立した anyCarry と出店者との間の契約を、直ちに解約することができます。

- （1）出店者の信用状態に重大な不安が発生したと anyCarry が客観的・合理的に判断したとき。
- （2）出店者が anyCarry とのインターネット上の通信手段を失ったとき。
- （3）その他、虚偽や不正があるなど出店者として不適格であると anyCarry が客観的・合理的に判断したとき。

付 則

1. 本規約は、令和元年10月1日から実施します。
2. 本規約により定められた事項は、特別な定めがある場合をのぞいては、その施行前に生じた事項にも適用するものとします。ただし、施行前の規定により生じた効果を妨げないものとします。

追記

2020.4.25

第2条に「(7) お客様」定義を追記

第13条3項（キャンセル発生時の出店者負担）4項（再配達時の出店者負担）を追記

2020.5.4

第9条2項（店舗受注管理アプリケーション未アクセスにおける販売停止措置）を追記

2020.7.7

第3条追記（出店確認書の優先）

第9条修正

第9条2項（配達業務遂行中における商品の滅失）3項（商品の不備によるキャンセル）4項（再配達時の出店者負担）を追記

第13条2項（決済手数料）を追記、3項4項を削除⇒第9条2項3項4項へ内容転記

2020.7.29

第9条4項修正および5項追記（再配達時の商品負担と配達料負担）

2020.8.8

第9条2項（配達料金）を追記

第10条（モール販売手数料、支払い）1項2項3項を追記。以降、各項目番号変更

第11条（著作権等および権利の帰属）4項顧客の帰属と使用用途に関して追加

第15条（資料提供等）要請のあった場合の要請、および1項に営業許可証の追加

第17条項目名（瑕疵担保責任等）⇒（契約不適合責任等）へ変更

2020.8.13

第1条（本規約の目的）「本契約」の文言定め

第2条（用語の定義）6項修正、8項追記

第3条（規約の承認）文言変更

第4条（規約の変更）文言変更

第7条（サービスの種類）文言変更

第9条（モール利用者への配達）文言変更、5項文言削除

第10条（著作権等）文言変更

第13条（出店者の個人情報の取り扱いについて）削除 以降項目番号修正

第14条（負担金等）1項2項集約、文言修正

第15条（資料提供等）文言修正

第16条（禁止事項）1項、2項、5項、6項文言修正

第18条（契約不適合責任等）2項文言追記、3項文言修正・追記

第19条（出店者からの通知等）2項、3項文言修正・追記

第20条（本サービス提供の中止・停止）文言修正・追記

第21条（サービスの変更）

第24条（即時解約）表題変更、1項追記、3項削除（内容重複のため）、4項追記

2020.10.1

第17条（契約不適合責任等）4,5,6項追記

第21条（個人情報の取り扱いについて）

2020.12.12

第4条（規約の変更）1項文言追記

第9条（お客様への配達）3項6項文言修正

2020.12.23

第24条項目変更

第 11 条（著作権等および権利の帰属） 4 項追加

2021.4.16

第 15 条（禁止事項） 5 項追加